

## ◎桜川市利用者負担額徴収基準額表（平成27年度参照）

### ◆1号認定（満3歳以上で私立幼稚園・認定こども園利用で、4時間の幼児教育）

（単位：円）

階層	所得階層区分	国基準額	市基準額
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯 均等割のみ世帯	※ 3,000	※ 3,000
3	市民税所得割 77,100円以下	16,100	12,000
4	市民税所得割 211,200円以下	20,500	17,000
5	市民税所得割 211,201円以上	25,700	22,000

(1) 第2・第3階層で、以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施

① 対象：母子(父子)世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）

② 利用者負担額：

階層	利用者負担額
2	0
3	11,000

(2) 多子世帯の軽減措置

① 国の基準：小学3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合の第2子は半額、第3子は無料。また、第1子が小学3年までの範囲外になった場合は、これまでの第2子が第1子となる。

### ◆2号認定（満3歳以上で保育所・認定こども園利用での保育）

階層	所得階層区分	国基準 3歳以上児	市基準額			
			3歳児		4歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	6,000	5,000	4,900	5,000	4,900
3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	16,500	9,000	8,800	9,000	8,800
4	〃 97,000円未満	27,000	23,000	22,600	22,000	21,600
5	〃 169,000円未満	41,500	27,000	26,500	26,000	25,500
6	〃 301,000円未満	58,000	34,000	33,400	27,000	26,500
7	〃 397,000円未満	77,000	34,000	33,400	27,000	26,500
8	〃 397,000円以上	101,000	34,000	33,400	27,000	26,500

### ◆3号認定（満3歳未満で保育所・認定こども園・地域型保育利用での保育）

階層	所得階層区分	国基準 3歳未満児	市基準額	
			3歳未満児	
			標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	9,000	7,000	6,800
3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	19,500	12,000	11,700
4	〃 97,000円未満	30,000	26,000	25,500
5	〃 169,000円未満	44,500	33,000	32,400
6	〃 301,000円未満	61,000	45,000	44,200
7	〃 397,000円未満	80,000	54,000	53,000
8	〃 397,000円以上	104,000	69,000	67,800

・保育短時間利用における、利用者負担額は、保育標準時間利用単価から1.7%減額した金額（100円未満切り捨て）が単価となります。

(1) 第2・第3階層で、以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

① 対象：母子(父子)世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）

② 利用者負担額：

階層	利用者負担額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
2	0	0
3	11,000	8,000

(2) 多子世帯の軽減措置

① 国の基準：未就学児の子どもが2人以上いる場合の第2子は半額、第3子は無料。また、第1子が小学校に入学した場合は、これまでの第2子が第1子となる。